

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月会社Aに雇用され事務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日勤務を終え原動機付自転車で帰宅途中、B市〇の交差点において、左側から進行してきた普通自家用車に接触しそうになったため、急ハンドルを切った際に転倒し、右手首を負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、C整形外科に救急搬送され、「右手根骨骨折」と診断され、同年〇月〇日、D医療センターに受診し「右三角骨骨折」と診断され、同月〇日には、Eクリニックに転医し「右手関節骨折後遺症、右肩関節周囲炎、右腕反射性交感神経ジストロフィー、右肘関節拘縮」と診断され療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害は、請求人の自訴及び医証から、右上肢の疼痛及び機能障害であるので、当審査会において、医証を再検討すると以下のとおりである。

(1) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名は、右手関節骨折後遺症、右肩関節周囲炎、右腕反射性交感神経ジストロフィー、右肘関節拘縮で、右肩関節・右肘関節・右手関節・右第1～5指指関節拘縮となり、自動及び他動的に動かすことが全くできない全廃状態となっている。右肩・肘の可動域制限は、前腕部激痛のための二次的な廃用に伴う拘縮であり、指関節可動域制限は、RSDに由来する直接的な原因と思われ。」と述べている。

G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日のX線像で、肩・肘・手・指MP関節で高度骨萎縮を認め、RSDの慢性期主要3症状が存在すると考えてよい。後遺症の程度は、症状固定となった平成○年○月○日時点の症状で判定することが妥当と思われ、本例は軽微な外傷後に発生したCRPS type Iであり、発症に関しては私的因子も含めて複数の因子が関与している可能性が示唆される。」と述べている。

H医師は、平成○年○月○日付け鑑定意見書において、要旨、「平成○年○月○日の外傷は軽微な手関節内骨折であって、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）ではRSDと評価することは困難で非該当とされたが、労災症状固定時には、事故前に無症状であったことより相当因果関係があ

る部分のRSD症状として、第12級に相当すると判断されており、この判断は妥当である。I医師作成の意見書は、症状固定日以降のデータをもとに作成されたもので、現在の障害を反映しているが、労災固定日以前のものではないため、労災後遺症診断には影響を与えない。いずれにせよ、障害状態が右上肢全廃以上にはなり得ない。」と述べている。

(2) 本件事故の経過をみると、バイクで帰宅途中左からの乗用車を避けようとして転倒受傷したものであり、数日後には職場復帰している程度の比較的軽微な外傷であったことが認められる。その後、治療を継続して平成〇年〇月〇日に自賠責保険の症状固定となり、後遺障害には該当しないと判断されている。

当審査会としては、請求人に残存する障害の程度は、労災保険の症状固定時である平成〇年〇月〇日時点の症状で判定することが妥当であり、請求人は症状固定後の平成〇年〇月〇日に雇用保険の受給資格の決定を受け、給付を受給している事実からして、就労の意思があり、かつ就労が可能な状況であったと推認され、症状固定時において請求人に残存した障害は、監督署長の判断した障害等級第12級の12「通常の業務には服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起るもの」に該当すると判断する。

また、当審査会は、診療録及び画像を含めた全ての医証を再検討した結果、G医師、H医師の意見を妥当と判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に应ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。